

宅建協会会員の皆様へ

全宅住宅ローン(株)  
フラット35(長期固定金利型)  
令和6年12月金利のお知らせ

融資率9割以内

Aタイプ<sup>°</sup> 融資手数料：融資額の2.00% (税込2.20%)

		金利引下げ制度 4ポイント適用の場合 当初5年間		フラット35(引下げなし)	
ご返済期間	20年以下	年	0.470 % ←	年	1.470 %
	21年以上	年	0.860 % ←	年	1.860 %

Bタイプ<sup>°</sup> 融資手数料：一律100,000円 (税込110,000円)

ご返済期間	20年以下	年	0.670 % ←	年	1.670 %
	21年以上	年	1.060 % ←	年	2.060 %

融資率9割超

Aタイプ<sup>°</sup> 融資手数料：融資額の2.00% (税込2.20%)

		金利引下げ制度 4ポイント適用の場合 当初5年間		フラット35(引下げなし)	
ご返済期間	20年以下	年	0.580 % ←	年	1.580 %
	21年以上	年	0.970 % ←	年	1.970 %

Bタイプ<sup>°</sup> 融資手数料：一律100,000円 (税込110,000円)

ご返済期間	20年以下	年	0.780 % ←	年	1.780 %
	21年以上	年	1.170 % ←	年	2.170 %

表示の金利は新団信(一般)にかかる金利です。新団信(一般)以外の金利については上表の金利に以下の金利を加算又は減算いたします。

①ヘア運生：+0.18% ②3大疾病：+0.24% ③不加入：-0.20%

Aタイプの最低融資手数料は、100,000円(税込110,000円)となります。

■令和6年12月実質年率1.971%、借入金額3,000万円、借入期間35年、金利1.860%、融資手数料：借入金額に対して2% (税込2.2%)

※標準的な手数料における実質年率を表示しています。

■繰上返済なしの場合(融資期間：15年以上35年以内、返済回数180回から420回) ■返済方式：次のいずれかを選択(1)毎月元金均等返済(2)毎月元金均等返済

■担保：融資対象となる住宅及びその敷地に住宅金融支援機構を抵当権者とする第1順位の抵当権を設定させていただきます。 ■遅延損害金：14.500%



人と住まいをつなぎます。

全宅住宅ローン株式会社

関東財務局長(7)第01431号 日本貸金業協会会員第003606号

〒330-0055 埼玉県さいたま市浦和区東高砂町6-15埼玉県宅建会館内

T E L 048-811-1187

フラット50  
取扱中!

## 【フラット35】のご活用方法

【フラット35】は、お客さまのニーズに幅広く対応します。

※金融機関または住宅金融支援機構の審査の結果によっては、お客さまのご希望にそえない場合があります。

### 収入の取扱い

#### ○幅広い職業・就業形態の方にご利用いただけます。

- ・自営業、派遣社員、パート社員の方など幅広い職業・就業形態のお客さまにお申し込みいただけます。

#### ○転職されて間もない方もご利用いただけます。

- ・転職して間もない方でも、転職後の収入の安定性・継続性を確認させていただくことで、転職後の収入を審査対象収入としてお申し込みいただけます。  
※勤務先、就業形態、給与所得⇔事業所得などの変更があった場合は、原則「転職」扱いとなります。転職後1年未満の場合は、給与収入のみの方のみお申し込みいただけます（自営業の方や給与収入以外の収入のある方などはお申し込みいただけません。）。

#### ○産休・育休中の方もご利用いただけます。

- ・申込時に産前産後休業、育児休業または介護休暇を取得している場合でも、休業前に得ていた給与収入をもとに年収を算出し、お申し込みいただけます。  
※復職していない場合であっても、返済は開始されますのでご注意ください。

#### ○様々な収入を申し出いただくことができます。

- ・公的証明書や確定申告書などに基づき、給与収入、雑収入（公的年金）、事業所得、不動産所得、利子所得、配当所得、児童手当などのうち、安定性・継続性のある収入を審査対象収入に加えることができます。
- ・太陽光発電の売電収入を審査対象収入に加えることができます。  
※太陽光発電の売電収入を審査対象収入に加えるためには、所定の資料の提出が必要です。

### 様々な居住形態に対応

#### ○親族居住用の住宅でもご利用いただけます。

- ・お申込みいただく方の親や子どもなどが居住するための住宅を建設または購入する場合でも、お申し込みいただけます。

#### ○セカンドハウスでもご利用いただけます。

- ・生活の拠点としている現在のお住まいのほかに、週末などにご自分で利用（居住）する住宅を取得する際にもお申し込みいただけます。